

県職員の給与



福島県の職員(一般職員、教員、警察官など)の給与についてお知らせします。

11 人件費の状況 (平成 23 年度普通会計決算)

歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
千円	千円	千円	12.4%
2,231,214,824	5,986,441	275,881,976	(前年度 31.0%)

※人件費には、特別職に支給される報酬なども含まれています。

《参考》一般職に属する職員数:平成24年4月1日現在27,071人 (平成 23 年 4月1日現在 27,243人)

2 初任給月額および平均年齢並びに平均給料月額の状況

区分	初任	壬給	平均年齢	平均給料	
区刀	学歴区分 給料月額		十岁平断	月額	
一般行政	大学卒	181,800円	43.7 歳	345,500円	
職員	高校卒	146,900円	43.7 成	343,300 円	
警察官	大学卒	208,000円	38.6 歳	324,600円	
言宗日	高校卒	167,500円	30.0 成	J24,000 F	
高等学校 教員	大学卒	203,100円	43.8 歳	394,100円	
小·中学校 教員	大学卒	203,100円	46.4 歳	404,000円	

[※]平均給料月額については、本県独自の給与の減額措置(以下、「独自カット」と いう。)後の額(管理職は5%を給料月額から減じた額)を記載しています。

日職員手当の状況

職員には、国に準じて次のような手当が支給されています。

毎月支給される手当

扶養手当	扶養親族をもつ職員に対して支給。
地域手当	県外の特定地域に勤務する職員および採用が困難な 医師に対して支給。
住居手当	借家に居住し家賃を負担している職員に対して支給。
通勤手当	使用する交通機関所要額および交通用具使用距離 に応じて支給。
単身赴任手当	単身赴任となる職員に対して支給。

勤務実績によって支給される手当

時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給。				
特殊勤務手当	危険、不快、不健康または困難な業務に従事する 職員に対して支給。				

その他

期末・勤勉手当	年間 3.90 月分を2回に分けて支給。職制上の段階、職務の級による加算措置あり。
退職手当	退職者に対して支給。

【支給率】平成24年4月1日現在

退職事由	自己都合	定年・勧奨	平均支給額
勤続 20 年 勤続 25 年 勤続 35 年 最高限度	23.5 月分 33.5 月分 47.5 月分 59.28 月分	30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分	(23 年度) 24,149 千円

[※]定年前早期退職者に対する加算措置があります。(2~20%)

4 特別職の報酬等の状況

給 料 月 額					
知事	1,056,000 円 (1,320,000 円)				
副知事	875,500 円 (1,030,000 円)				

議員報酬月額				
議長	909,000 円			
 	(1,010,000 円)			
副議長	810,000円 (900,000円)			
議員	747,000 円 (830,000 円)			

期末手当/年間 2.90 月分を2回に分けて支給。

- ※1 知事・副知事の給料については、給料のそれぞ れ20%、15%の、議長・副議長・議員の議員 報酬については、議員報酬の10%の独自カット 後の額を記載しています。
- ※2 給料(議員報酬)月額の()書きは、上記の 独自カット前の額を記載しています。

日一般行政職の級別職員数の状況

区分	1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6級	7級	8 級	9級	10 級	合計
標準的な職務	主事 技師	主事 技師	主査 副主査	主任主査 主査	副課長 主任主査	本庁課長 主幹	本庁次長 本庁課長	本庁次長	本庁部長	本庁部長	
職員数	513人	359人	987人	2,228人	793人	878人	153人	52 人	32人	2人	5,997人
構成比	8.6%	6.0%	16.5%	37.2%	13.2%	14.6%	2.6%	0.9%	0.5%	0.0%	100.0%

※ 代表的な職種である一般行政職員に適用されている級別標準職務とその職員数および構成比の状況です。

※ここに用いている数値は、平成24年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査」などを基にしたものです。

問 県庁人事課 ☎024(521)7035 詳しくは、ホームページをご覧ください。 平成 24 年福島県人事の運営等 検索

主な震災関連相談窓口一覧

	放射線に関する 問い合わせ	電話相談窓口 月~金曜日:午前8時30分~午後8時 土日祝日:午前8時30分~午後6時	∞ 0120(988)359 フリーダイヤル
原子力 災害 原子力損害賠償などに 関する問い合わせ 電話相談窓口 月〜金曜日:午前8時30分〜午後8時(祝日を除く ※毎週水・金曜日午後1時〜5時は弁護士による電話法律相談を実施 巡回法律相談 県内7方部において弁護士による無料の 対面相談を実施(予約制)		ත 024(523)1501	
生活	県内の応急仮設住宅などへの入居 及び被災住宅の改修に関すること	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル 月〜金曜日:午前9時〜午後5時(祝日を除く)	☎ 024(521)7698
工 心	県内外に避難した人の 相談窓口	県庁避難者支援課 または 避難元(先)の自治体 月〜金曜日:午前8時30分〜午後5時15分(祝日を除く)	☎ 024(523)4157
健康	県民健康管理調査の実施に 関する問い合わせ	県立医科大学 県民健康管理調査事務局 月〜金曜日:午前9時〜午後5時(祝日を除く)	☎ 024(549)5130
その他	県政に関する相談窓口	県庁県民広聴室 県政相談コーナー 月〜金曜日:午前9時〜正午、午後1時〜午後4時(祝日を除く)	霝 0120(899)721 フリーダイヤル
C 47 B	NAME OF THE PARTY	このほか各地方振興局にも県政相談コーナーがあります。	☎ 024(521)7017